【例－1　役員等誓約書】

|  |
| --- |
| 誓　約　書  社会福祉法人○○会の理事に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。  記  　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと  ２　各理事に親族等特殊関係にある者が含まれないこと  　３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと  ４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告  すること  （年号）　　年　　月　　日  社会福祉法人〇〇会理事長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |

（誓約書（理事））

* **２について**

**親族等特殊関係にある理事の誓約書は次の文に置き換える。**

　２　親族等特殊関係にある理事は〇〇〇〇です。

　　　　　　（〇〇〇〇には、該当する理事の氏名を記載する。）

社会福祉法

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第一項第二号に規定する心身の故障のため職務を適正に執行することができない者

○　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（役員の資格等）

第四十四条　第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業について識見を有する者

二　財務管理について識見を有する者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十四条第六項に規定する特殊関係にある者

○　各役員の配偶者又は３親等以内の親族である

○　以下の①～⑦にあたる

①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　各役員に雇用されている者

③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②及び③の配偶者

⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族で　かつこれらの者と生計を一にする者

⑥　各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員

⑦　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

社会福祉法人審査基準

第３　法人の組織運営

１　役員等

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

（誓約書（監事））

|  |
| --- |
| 誓　約　書  社会福祉法人○○会の監事に就任するに当たり、下記の各号を誓約します。  記  　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと  　２　各役員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと  　３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと  ４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告  すること  （年号）　　年　　月　　日  　社会福祉法人〇〇会理事長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |

社会福祉法

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第一項第二号に規定する心身の故障のため職務を適正に執行することができない者

○　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（役員の資格等）

第四十四条　第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業について識見を有する者

二　財務管理について識見を有する者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十四条第七項に規定する特殊関係にある者

○　各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと

○　以下の①～⑧にあたらないこと

①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　各役員に雇用されている者

③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②及び③の配偶者

⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者

⑥　各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員

⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員

⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

社会福祉法人審査基準

第３　法人の組織運営

１　役員等

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。

（誓約書（評議員））

|  |
| --- |
| 誓　約　書  社会福祉法人○○会の評議員に就任するにあたり、下記の各号を誓約します。  記  　１　社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと  　２　各評議員又は各役員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと  　３　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと  ４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告  すること  （年号）　　年　　月　　日  社会福祉法人〇〇会理事長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 |

社会福祉法

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第四十条第一項第二号に規定する心身の故障のため職務を適正に執行することができない者

○　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

法第四十条第四項、第五項に規定する特殊関係にある者

○　他の評議員又は各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと

○　以下の①～⑧にあたらないこと

①　他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　他の評議員又は各役員に雇用されている者

③　他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②及び③の配偶者

⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者

⑥　他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員

⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員

⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）

社会福祉法人審査基準

第３　法人の組織運営

１　役員等

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は評議員又は役員となることはできないこと。